

令和4年度第1回四條畷市国民健康保険運営協議会会議録

令和4年8月22日

四條畷市健康福祉部保険年金課

四條畷市国民健康保険運営協議会

- 1 日 時 令和4年8月22日（月曜日） 午後2時00分
- 1 場 所 市役所 本館3階 委員会室
- 1 案 件 (1) 会長及び副会長の選出について
(2) 令和3年度四條畷市国民健康保険特別会計決算見込について
(3) その他
- 1 出席者 会長 太田 暁美 副会長 岸田 敦子
委員 瓜生 照代 委員 堀内 勇
委員 佐倉 公子 委員 原 一洋
委員 西村 進一 委員 佐伯 昌彦
- 1 欠席者 委員 上田 とよ子 委員 東尾 邦子
委員 近藤 明喜子 委員 新井 敏之
委員 村上 広美 委員 梅津 珠美
- 1 事務局 健康福祉部長 阪本 律子
健康福祉部次長兼保健センター所長 豊留 利永
健康福祉部次長兼高齢福祉課長 大塚 幸秀
保険年金課長 板東 彰
同主任 松川 順生
同主任 秋 和宏
徴収対策課長 杉本 一也
同主任 谷口 美江

開会 午後2時00分

○事務局

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところ、皆様には、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

ただ今から、令和4年度第1回四條畷市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症に係る感染対策を行いながら、会議を進行させていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

始めに、資料の確認をさせていただきます。本日の次第、次に四條畷市国民健康保険運営協議会委員名簿、次に令和4年度第1回四條畷市国民健康保険運営協議会資料、最後に新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料減免及び傷病手当金の状況について、資料は以上になります。不足がございましたらお申し出ください。

それでは、開会にあたりまして、市長より、ご挨拶を申し上げます。

○市長

こんにちは。皆様におかれましては、この度ご就任をお願い申し上げましたところ、ご快諾をいただき、心から感謝申し上げます。また本日も公私なにかとご多忙の折、ご出席を賜りましたことを重ねてお礼を申し上げたいと思います。

本日の協議会につきましては、令和3年度の決算見込みを案件としてございます。平成5年度以降継続している黒字を、令和3年度も計上することができまして、この件についてのご説明をさせていただければと思います。この国民健康保険については、皆様もご存じのとおりいわゆる都道府県化、広域化というものに取り組んでおり、4年が経過いたしました。令和6年度から統一保険料ということを見定めつつ、この間被保険者の皆様の負担軽減という観点から安定化基金を用いまして負担の軽減に努めてきた次第でございます。

今後さまざまな団塊の世代の皆様が後期高齢者になられたりとか、社会情勢の変化というものがある中で被保険者の皆様に安心して医療を受けていただける体制の構築、運営をしてまいりたいと思いますので、引き続き皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。本日もよろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。

次に、阪本健康福祉部長より、本日ご出席の委員及び職員を紹介させていただきます。

○事務局

健康福祉部長の阪本でございます。よろしくお願い申し上げます。

さて、委員の皆様方には本年3月末の委員任期満了に伴いまして、今期の委員の就任をお願いいたしましたところ、快くお引き受けいただき、誠にありがとうございます。本日は改選後の初めての協議会でございます。

新しく委員となられた方もおられますので、私の方から、改めて委員皆様のご紹介をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、公益を代表する委員といたしまして、太田委員でございます。岸田委員でございます。

瓜生委員でございます。堀内委員でございます。

次に、被保険者を代表する委員といたしまして、佐倉委員でございます。原委員でございます。

次に、保険医及び保険薬剤師を代表する委員といたしまして、西村委員でございます。

次に、被用者保険等被保険者を代表する委員といたしまして、佐伯委員でございます。

なお、上田委員、東尾委員、近藤委員、新井委員、村上委員及び梅津委員におかれましては、所用のため欠席でございます。

委員の皆様には、当協議会の運営につきまして、よろしくお願い申し上げます。

次に、事務局の職員も一部異動がございましたので、改めて紹介させていただきます。

健康福祉部次長兼保健センター所長の豊留でございます。

健康福祉部次長兼高齢福祉課長の太塚でございます。

保険年金課長の板東でございます。

主任の松川でございます。主任の秋でございます。

徴収対策課長の杉本でございます。主任の谷口でございます。

以上で紹介を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

公務の都合上、市長はここで退席させていただきます。

(市長退席)

それでは、議事に入らせていただきます。

現在、本会の会長・副会長につきましては本年3月末の任期満了に伴い、不在となっておりますので、議事進行につきましては、会長が選出されるまでの間は、国民健康保険条例施行規則第3条第1項ただし書きの規定によりまして、公益を代表する委員のうち、年長の委員が議長を務めることになっておりますので、堀内委員、よろしくお願いいたします。

○堀内委員

それでは、指名されました堀内です。今回初めての参加ですが、規定によれば年長者が仮の議長をする、ということですので務めさせていただきます。着座にて進めさせていただきます。

議事進行につきましては、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

事務局から、本日の出席者数を報告願います。

○事務局

申し上げます。本日の出席者数は8名です。従いまして、国民健康保険条例施行規則第4条第1項の規定により、委員定数の半数以上が出席されておりますので、本会議は成立しますことをご報告いたします。

○堀内委員

ただ今の報告のとおり、本会議は成立いたしますので、議事に入らせていただきます。

まず、本日の会議録署名委員に原委員さんと西村委員さんをお願いいたします。

それでは案件1の「会長及び副会長の選出」を議題といたします。

それぞれの選出にあたりまして、事務局の方で説明を願います。

○事務局

ただ今の議案、会長及び副会長の選出方法についてご説明いたします。

国民健康保険法施行令第5条第1項におきまして、会長は公益を代表する委員のうちから、全員がこれを選挙することとなっております。

また、副会長は、同条第2項で、会長に事故あるときの職務を代行するものとして、前項の規定に準じて選挙された委員と定められています。

従いまして、本選出にあたりましては、公益を代表する4名の委員の中からお選びいただくこととなりますので、ご了承をお願いいたします。

○堀内委員

会長、副会長はいずれも、公益を代表する委員の中から選出していただくこととなります。選任方法等につきまして、ご意見等はございますでしょうか。

○A委員

前回と同じように、公益委員の皆さんで話し合いいただきまして、決めていただけたらいかがでしょうか。

○堀内委員

A委員から、「公益代表委員での話し合いにより選出を」というご提案がございましたが、皆様、

いかがでしょうか。

(異議なしの声、あり)

○堀内委員

異議なしとして、その通り行います。それでは、公益代表委員での話し合いにより選出という提案で、ご異議がないようでございますので、公益代表委員の協議による選出ということでお願いしたいと思います。

公益代表委員の皆様には別室で協議をお願いいたしますので、暫時休憩といたします。

(公益代表委員 別室へ移動)

○堀内委員

それでは、休憩を閉じて議事を再開させていただきます。

ただ今、別室で協議いただきました結果、会長、副会長が選出されましたので、事務局から報告をお願いします。

○事務局

会長及び副会長の選考結果をご報告いたします。ご協議いただきました結果、会長に太田委員、副会長に岸田委員と決定いたしました。以上でございます。

○堀内委員

事務局から報告がありましたとおり、会長に太田委員、副会長に岸田委員と決定させていただきます。ここで皆様の拍手でもって、確認をお願い申し上げます。

(拍手)

○堀内委員

どうもありがとうございました。それでは、会長、副会長、前の席へお願いいたします。

○太田会長

それでは会長就任に当たり一言ご挨拶させていただきます。

この度会長に任命されました太田暁美です。委員になりまして1年ちょっとというところではございますが、皆様のお力をお借りしながら精一杯努めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。続きまして副会長からも一言お願いします。

○岸田副会長

皆様ありがとうございます。ただいま副会長に選任いただきました市議員をしております岸田敦子です。会長を補佐して安定的な国民健康保険の運営に頑張っておりますのでよろしく願いいたします。

○太田会長

それでは着座で進めさせていただきます。

これより、会長として引き続き会議を進めさせていただきます。議事進行につきまして委員の皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、次に、案件2の「令和3年度四條畷市国民健康保険特別会計決算見込について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

○事務局

それでは令和3年度決算見込についてご説明いたします。私の方からは、保険年金課所管部分についてご説明いたします。資料の2ページをご覧ください。「1 歳入歳出決算額見込」でございます。まず歳入の主な項目につきましてご説明いたします。

国民健康保険料は、10億843万5千円で、前年度比95.8%、約4,465万円の減でございます。これは、被保険者数の減少によるものでございます。

次に、府支出金は、40億994万円で、前年度比102.6%、約9,985万円の増でございます。これは保険給付費及び保健事業費の増加に伴うものでございます。

次に、繰入金につきましては、7億1,105万円で、前年度比103.7%、約2,535万円の増でございます。この要因としましては、財政安定化基金からの繰入金の増加によるものでございます。次に、諸収入につきましては、1,907万1千円で、前年度比53.3%、約1,668万円の減で、これは被保険者の資格喪失後受診に伴う返還金精算に係る療養費の精算額が減少したことによるものでございます。

次に、繰越金は、9,739万5千円で、前年度比110.8%、約949万円の増でございます。

次に、国庫支出金は、1,113万3千円で、前年度比41.7%、約1,558万円の減でございます。これはコロナ減免額の減少に伴うものでございます。歳入合計は、58億5,741万2千円で、前年度比101%、5,772万6千円の増でございます。

次に歳出につきましては、総務費は、9,358万3千円で、前年度比93.8%、約617万円の減でございます。これは主に人事異動等に伴う人件費の減少によるものでございます。

保険給付費につきましては38億5,983万3千円で、前年度比101.3%、約4,896万円の増となっています。要因としましては、令和2年度のコロナ禍による受診控えの影響が回復してきたものと考えられます。国民健康保険事業費納付金は、16億6,897万9千円で、前年度比101.3%、約2,100万円の増となっています。次に、保健事業費は、5,085万9千円で、前年度比108.6%、約403万円の増でございます。その主な要因としましては、糖尿病性腎症

重症化予防事業などの委託料の増加によるものでございます。

次に、基金積立金は、9,226万5千円で、繰越金から国庫負担金等の精算による返還金等を除いた額を積み立てております。

次に、諸支出金は、1,157万7千円で、前年度比103.1%、約35万円の増となっております。歳出合計は、57億7,709万6千円で、前年度比101.3%、7,480万5千円の増でございます。

歳入歳出差引額は、8,031万6千円の黒字で、単年度収支は、1,707万9千円のマイナスでございます。

次に、3ページをご覧ください。被保険者数等の状況でございます。(1)世帯数及び被保険者数の表をご覧ください。令和3年度は前年度に比べ、世帯数で297世帯の減少、被保険者数で646人の減少でございます。その主な要因としましては、その下段(2)被保険者数増減内訳の表で、後期高齢者医療制度への移行が592人となったことによるものでございます。

次に、加入状況につきましては、加入率が、世帯数で28.2%、被保険者数で19.8%、いずれも1ポイントあまり減少しています。

次に、4ページをご覧ください。保険料の状況でございます。

令和3年度の保険料率をご覧のとおりで、前年度に比べて基金の活用により大きな増減は生じておりません。次に、賦課限度額につきましては、国民健康保険法施行令の改正により、医療分が2万円、介護分が1万円増加しております。限度額世帯数等は表に記載のとおりとなっております。

次に、5ページをご覧ください。

調定額の状況につきましては、1世帯当たり調定額は、13万9,156円で、前年度比98.89%と減少しており、一人当たり調定額は、8万8,896円で、前年度比100.12%の増となっております。次に、収納率の状況でございます。

現年度分は、94.73%で前年度に比べ0.57ポイントの増となっております。

滞納繰越分は、26.99%で、前年度比で3.88ポイントの減でございます。

次に、保険料の軽減の状況につきましては、件数は4,474件で前年度比96.4%、169件の減少、金額につきましては2億4,052万円で、対前年度比97.8%、約538万円の減となっております。次に保険料減免の状況でございます。件数は、358件で前年度比68.6%、164件の減となっております。

金額では、4,787万5千円で、前年度比67.3%、2,321万9千円の減となっております。

これは、所得減少に係る減免が、85件、コロナ減免が113件減少したことが、主な要因でござ

います。

次に、6ページをご覧ください。給付の状況でございます。

表に記載のとおり費用額は、前年度比101.6%、一人当たり費用額は、前年度比105.4%の増加となっております。その他給付費の状況は、ご覧のとおりとなっております。

以上、簡単ではございますが、保険年金課所管部分についての説明とさせていただきます。

続きまして、保健センターより説明させていただきます。

○事務局

続きまして、保健事業についてご説明いたしますので、8ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、特定健康診査の受診率につきましては、29%と前年度に比べ1.7ポイント減少しております。これは、月別受診者数によると、第5波のデルタ株がまん延した令和3年7月・8月の受診者が前年比でマイナス30%となっております。同様に第6波のオミクロン株がまん延した時期も受診者数が減少しており、感染拡大の影響が大きいものと認識しております。

なお、受診率向上に向けた取組みにつきましては、業務委託により実施しており、過去7年間の受診履歴や結果などのデータを基に、被保険者を5つに分類し、受診勧奨通知を分けております。また電話による受診勧奨を実施しております。本年度については保健師による電話勧奨を行い、健康相談も含め、受診の必要性を説明しつつ、丁寧に勧奨している状況でございます。

次に、特定保健指導につきましては、14.6%と前年度に比べ8.8ポイント減少しております。減少の要因につきましては、令和2年度保健指導を実際に受けられた人が令和3年度は利用されないことや、対面による保健指導の日時や場所が合わないことが挙げられます。これらのことを踏まえ、今年度からスマートフォンとICTによるオンラインでの特定保健指導を導入したところです。利用のハードルを下げ、いつでも、どこでも利用できる保健指導を行ってまいりたいと考えております。

次に、令和元年度から、実施している重複多剤投与者に対する取組みにつきましては、重複または多剤の対象となった249人に個別通知を行い、通知後の評価期間中に処方歴があった方のレセプトを確認したところ、重複については、改善率40%であるものの、薬剤師による訪問を行った方の重複解消率は71.4%となっております。また一人あたりの薬剤費も24,428円減少しております。多剤については、多剤服薬の解消または改善があった改善率は30.7%でございました。

レセプトデータに基づき、適正な医療機関の受診や適切な服薬をめざして個別にご案内することにより、大きな効果が出ていると考えておりますので、今後も、取組みを継続したいと考えております。

次に、令和元年度から実施している糖尿病性腎症重症化予防事業につきましては、糖尿病治療中断者への医療機関受診勧奨業務と糖尿病性腎症重症化予防業務の2つの業務を実施しております。

受診勧奨業務では、レセプトより抽出した糖尿病になっておられるのに、治療を中断している方に対し、受診勧奨を個別通知と電話勧奨を行い、治療を再開させるもので、勧奨後に8人が医療機関を受診したことを確認しております。

糖尿病性腎症重症化予防業務では、糖尿病性腎症又は糖尿病の患者が腎不全や人工透析への移行を防止することを目的に、かかりつけ医と連携しながら、患者自らが体調を自己管理できるよう保健指導を行うものでございます。3年度では個別案内した129人中8人の申込があり、保健指導プログラムを6人が終了しております。

令和3年度保健事業費における前年度からの、先ほど保険年金課で説明いただきました約400万円増額要因につきましては、主に糖尿病性腎症予防事業の委託料が上がってきたものと、また特定健康診査と特定保健指導の委託料が少し上がっている部分もあり、400万円の増額となったものでございます。保健事業につきましては以上でございます。

○事務局

続きまして、徴収対策課分をご説明させていただきます。12ページをご覧ください。

(1) 未収入額等の状況につきましては、令和3年度の国民健康保険料収入済額は、現年度分で8,455万8千円、滞納繰越分で4,787万8千円となり、4,146万3千円を不納欠損処分としたため、繰越未収入額は、1億4,156万9千円となりました。

(2) 現年度徴収につきましては、令和3年度は督促状送付の取り組みとして、督促状を9,472件送付し、督促手数料38万2,690円、延滞金785万9,459円を徴収いたしました。

コールセンターによる催告として、2,811件の架電を行い、773万6,309円の納付がございました。

納付書等投函員業務として、167件を訪問し、186万7,752円の納付がございました。

平日に来庁が困難な方に対し、休日納付相談を8回実施いたしました。

次は13ページをご覧ください。(3) 滞納処分の実施につきましては、財産差押として、令和3年度に163件、2,759万2,055円を差押え、納付額は638万2,947円となっております。

差押え債権の内容としては、預貯金、給与、年金、生命保険等を差押いたしました。交付要求として、令和3年度に7件、34万5,383円の配当がございました。公売状況として1件の公売を行い、6,615円を充当しております。

14ページをご覧ください。(4) 大阪府域地方税徴収機構につきましては、令和3年度は、市税と合わせ81件を引継、完結事案46件でございます。国民健康保険料収入分は1,101万4,5

18円でございます。以上で、徴収対策課分についての説明を終わらせていただきます。

○太田会長

ただ今の事務局の説明に対し、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。はいB委員お願いします。

○B委員

ご丁寧な説明ありがとうございました。一つ教えてほしいことがあります。私は被用者保険等保険者代表ということで、健康保険組合の常務理事をしております。そちらの方から分担制で各自自治体のこの委員会に出席させていただいて教えていただいている、という立場であります。本日お伺いしたいのは、社会的な話題として健康保険組合の支出に占める前期高齢者納付金と後期高齢者支援金というのがございます。健康保険組合の財政の約50%、或いはそれ以上の金額がこの2つの金額で行っております。何十億単位という1つの健康保険組合の中で、例えば100億円の予算が有ったら50億円以上のこの納付金、支援金をですね拠出しておるといふことなんです。

この割合がですね高齢社会、高齢化に伴って非常に大きくなってきているということですね、色々と問題提起もありますし、社会的な話題にもなっているということですね、先ごろ不幸なことでお命を落とされた安倍晋三元総理大臣ですね、ほぼ肝入りと言っていいほどですけども、全世代型社会保障検討会議というのを開かれて、今私が申し上げたこの前期高齢者納付金その他についても議論がなされたところであります。という前提は申し訳ございません、釈迦に説法でご存じだとは思いますが、その前提に立って質問が一つあります。

この健康保険組合が支払っているうち、前期高齢者納付金というのが恐らく前提としては、ここの今の歳入のところに入ってきていると思うんですね、58億円の全体の歳入のうち、府支出金40億円がこれに含まれているのではないかと思います。

そこで教えて欲しいんですけども、健康保険組合に帰ってどういうふうになされているのかということをお教えしてやりたいので、ご存じでしたら教えてください。このうち、この40億円のうち、いくらぐらいが納付金に相当するのか把握されておりますでしょうか。もし把握されておられるのであれば教えてください。ということが1点。

それから、これはどのような計算手順で配布されているのかということがお分かりでしょうか。もしお分かりでしたら教えてください。以上2点、ご質問申し上げます。

○太田会長

はい、今のご質問に対して、事務局からご回答いただけますでしょうか。

○事務局

確認してみますのでお待ちいただけますでしょうか。

○太田会長

その他ご質問ございますでしょうか。C委員お願いします。

○C委員

ご説明ありがとうございました。私の方からは、まず決算額の件ですが、令和3年度は前年度の黒字が9,200万円あったので、それを基金に積み立てて、令和4年度は1億8千万円繰り入れて保険料を下げる、と今年の2月にご説明いただいたかと思うんですね。そして今回、令和3年度の決算では8,031万6千円、この黒字額が示されております。そうすると令和5年度は保険料引き下げのための繰入はどのような見通しになるのか、お聞きしたいと思います。

○太田会長

それでは事務局、お願いします。

○事務局

令和3年度分の基金からの繰入、委員お示しのとおり9,200万円繰越す部分もございましたので1億4千万円を保険料引き下げの財源として活用させていただいたところでございます。本市としましては、大阪府国民健康保険運営方針によりまして国保の新制度施行後における保険料額の変化に対応するために、令和5年度までの間、激変緩和措置が設けられているところでございます。この期間において毎年度財政安定化基金から1億円を基本に入れる、という考え方をもって進めているところではございますが、毎年の収支状況であったり、この間続いているコロナ禍の状況を加味しながら、基金の活用について検討していきたいと考えております。

○C委員

まだ見込みについては、ここでは言える段階ではない、と受け取ってよろしいのでしょうか。

○太田会長

それでは事務局、お願いします。

○事務局

先ほど申し上げましたように、活用につきましては1億円を基本的に取り崩しを行って、保険料引き下げの財源に使っていく、という考えは現在も持っているところでございますが、それ以上のところにつきましては、先ほども申し上げました通り、総合的に判断していきたいと考えております。

○C委員

これはまた後ほどお聞きしようと思っておりましたが、コロナ関連の支出が増えたかと思えます。しかしながら、前年度の時には黒字分はそのまま基金へ積み立てできるという表現だったかと思うんで

すね。なのでこのようにお聞きしているんですが、ということは3年度に見込まれる8千万円の黒字は諸事情によって一律に基金に積み立てるとか言えない、そう理解してよろしいでしょうか。

○太田会長

事務局どうぞ。

○事務局

前年度黒字分につきましては、国費等の精算を行ったのち、残り分を基金に積み立てるということで、3年度につきましては8,031万6千円、こちらを4年度の国費等の返還金を引いた分につきまして4年度の国保特会に繰入れていくという形になります。基金にその額を積み立てた後は、大阪府の方で事業費納付金と標準保険料率の算定が行われますので、その状況を踏まえて本市の保険料率を設定するなかで、基金から1億円を基本に入れていきますが、そこでどのような料率を設定していくかについて適切に行ってまいりたいと思います。

○太田会長

ありがとうございます。その他何か、ご意見ございますでしょうか。はい、副会長お願いします。

○岸田副会長

C委員の質問に関しては状況は分かりましたが、令和6年度から府内統一保険料に向けて、保険料の値上げが予想されるので、ゆるやかな値上げになるように大阪府に意見など言っていると思うんですが、その状況はどうなんでしょうか。お聞かせください。

○太田会長

事務局お願いします。

○事務局

今、副会長からご指摘いただきましたように、令和6年度の保険料率の上昇については、本市としても懸念しているところでございます。そのことに対しまして、大阪府には統一保険料率の抑制を最優先課題と認識していただきまして、統一したことによる被保険者の負担の増加に対する財政支援措置の実施や保険料率の上昇を抑制する仕組みの検討を要望しているところでございまして、今後につきましても引き続き要望していく考えでございます。

○岸田副会長

ありがとうございます。よろしく申し上げます。あと、保険料の減免について、5ページでしたかね。一番下の表に掲載していただいているので、先ほどご説明のなかで、コロナ減免と所得減少がかなり少なくなったとのことですが、3割以上の大きな減少でびっくりしております。本市が全国でもトップクラスと言える減免制度、その対象が広いとのこと評価もされていた。それが大阪府の基準

に合わせていかないといけないという、私たちがジレンマがあるんですけども、本市が独自にやっていた家族の人数が多い世帯の減免とか、借金や家賃の負担が多い世帯への減免とか、障がい者も重度に限られて軽度の人を対象から外れたという状況があったと思いますので、市独自の減免制度が縮小されたことによって、この減免も減った影響もあるのかなと思うんですが、先ほど所得減少とコロナ減免のトータルが198件ですかね、所得減少で85件でコロナ減免で113件の減少、私もすぐ計算できないんですが、それ以外で市独自の制度が縮小されたことによる影響は、全体でどの程度で見込んでいるのか、お聞かせいただきたいと思います。

あと2点あるんで、まとめて言わせていただきますけれども、子どもの医療費助成の関係で、この四條畷市では18歳まで拡充する条例案が、この9月議会で提案されるということの説明があったんですが、これは大変喜ばしいことですが、一方で国保にも医療費助成は関係あるということで、確認させていただきたいんですが、自治体が独自でこの子ども医療費助成を実施していることによって、国民健康保険の会計に減額措置が行われてきていたと。これは地方から批判があつて、未就学児までは平成30年度でしたか、廃止をされたと確認していますが、本市はそれ以上に中卒までを現在対象にしているのか、この小学校1年生から中卒までの医療費助成というのは、国保会計の減額措置がどうなっているのか、額がどれぐらいなのか、お伺いしたいと思います。答えられる範囲でお願いします。

あと、最後に保健センターの関係なんですけど、今ご説明いただいた、いろいろコロナ禍でも事業をされているのには、感謝しております。ただ、コロナ禍が続いていて、自宅療養者への支援物資の手配も保健センターがやっていたらと、新たな業務が増えている中で職員体制がどうなっているのかなど。心配はしております。ちなみに自宅療養者への支援物資は、私の周りの人からも中身が充実していて大変助かったと、伺っています。これは国保の事業とはまた違いますね。ただ、職員配置の拡充という状況はどうか、確認させてください。

○太田会長

事務局お願いします。

○事務局

まず、保険料減免についてでございます。令和2年度から3年度に、減免項目が廃止や縮小となったことで対象外となった世帯につきましては、60世帯程度と見込んでございます。

次の子ども医療費の助成につきましては、副会長からもお話ありましたように、平成30年度からにつきましては、未就学児は減額調整の対象外となっておりますが、本市につきましては就学児、中学生まで医療費助成が行われることに伴いまして、国民健康保険につきましては、地方単独事業とい

う位置づけで国庫負担金の減額措置されているという現状でございます。内訳につきましては数字では持ち合わせていないんですが、全体といたしまして一般会計から減額調整に伴って繰り入れている金額は、令和3年度で391万5,228円でございます。

○事務局

保健センターの事業の体制の部分で、ご質問いただきました。コロナ禍が始まって3年目になりますが、他の部署と同様に、通常の業務にプラスでコロナ対策の事業に取り組んでいる状況でございます。保健センターでいいますと、乳幼児健診、がん検診、先ほどの特定健診、特定保健指導といった通常業務の他に、先ほどありました様に自宅療養者支援等の生活支援であったりとかの部分を取り組みさせていただいているのは、他の部局と同様かなと思っておりますが、それにプラスしてコロナワクチンの接種も兼務してやっておりますので、その負担は他の部局と同じように重くのしかかっているのが実情かと思っております。また職員体制の補充については、事務職については令和3年5月に2名を体制組んでいただいておりますが、一方で保健師については、退職者の補充がなかなかうまくいかずに欠員が生じているとなっておりますので、こんにちは赤ちゃんで訪問であったり特定保健指導といった保健事業で訪問指導する時には体制を作る点は苦慮しているところが正直なところです。

○太田会長

副会長お願いします。

○岸田副会長

いろいろとありがとうございました。減免に対しては、他市でも独自でやっていた制度を大阪府に合わせて縮小すると。多くの対象があるならばそういったところは残してほしいと、令和6年度に開始になりますので大阪府にそういう要望を続けていただきたいと思います。

保健センターの職員体制に関しては、本当にご苦労いただいております、コロナ禍もありまして、市も全体の職員体制を考えながらとは思いつつ、本当にいろいろな業務をやっていただいておりますので、議会の方からも声を上げていかないといけない部分であると思いつつ、拡充できるなら市民の健康を守る大事な部署ですので担当課からもお願いしてほしいと思います。以上です。ありがとうございました。

○太田会長

ありがとうございます。その他、何か意見等はございますでしょうか。ありませんでしょうか。

○事務局

最初にB委員からご質問いただきました内容につきまして、前期高齢者納付金分の額と後期高齢者

支援金分の額と、その判定の仕方が質問内容だったかと思いますが、申し訳ありませんが、後期支援金分として保険料から入ってきた金額はお答えできるんですが、前期高齢者納付金分の額及び算定方法につきましては今お答えが難しい状況ですので、後日書面で各委員さんにお送りさせていただきたいと思いますのでご了承いただきたいと思います。後期高齢者支援金分の金額は2億4,713万9千円となります。保険料として入ってきた分のうち、後期高齢者支援金分としての額になります。

○B委員

ちょっと聞き方がまずかったみたいで、今保険料の内とおっしゃいましたが、保険料の中に後期高齢者支援分というのが入っているのですか。私が教えて欲しかったのは、先ず、後期高齢者支援金というのは、自治体じゃなくて広域連合に行っているものだとばかり思っていたのですが、直接その四條畷市に来るものなのですか。それはちょっと新たな疑問です。質問したのは、前期高齢者納付金というものです。これは、そもそも健康保険組合の方からどういうルールで支出しているかというのは多分、把握しておられると思って質問していないのですが、それなりに健康保険組合の中にいる前期高齢者の比率で決まっているのですけども、それをどこかが取りまとめて、我々は厚生労働省に払う訳ですけども、そこを分配されているというところまでしか分かっていないんです。それを知る手立てはあるんでしょうけども、義務がない。ということなので公によく分かっていないという点と、この四條畷市については具体的にいくらというのは、これはもうお伺いするしかありませんでしたので、いくらくらいに相当するでしょうということなんです。

もう一度言います。前期高齢者納付金ですね、これに健康保険組合が支出した分が一体こちらに来る時にはいくらくらいになっているんでしょうねという話なんです。で、恐らく私が想定したのは府支出金として今40億円ございます。この中に入っているんじゃないかなと思ったんでそのような聞き方をしたんですけども、今教えていただいたところによると、そうじゃなくって国民健康保険料の10億円の中に入っていますよと、しかもそれが後期ですよというお話なんですかね。ちょっとそこが2つともよく分からないので、質問をまた改めてしてもいいんですけども、今教えて欲しいのは、前期高齢者納付金が40億の中に入っているのであればというのが前提として一つ出ますね、あれば、いくらくらいですか。それとどのような仕組みで計算基準で算定されているのでしょうかちょっと教えていただけませんか。

○太田会長

事務局改めでの質問となりましたが、いかがでしょうか。

○事務局

申し訳ありません。質問をちゃんと捉えられていなくて。保険料ではなくて、府支出金として入っ

てくる分の後期高齢者支援金分の金額ということで認識させていただきましたので、それにつきましても後日回答ということをお願いさせていただきたいと思います。

○太田会長

はい、事務局お願いします。

○事務局

B委員様からご質問いただきました件なんですけれども、前期高齢者納付金につきましては、直接市には入ってこない状況となっております。というのも新制度施行後、財政の運営主体は大阪府になっておりまして、保険給付費等に生じたものは大阪府に事業費納付金として納め支払われる。その経過の中で前期高齢者納付金の額を市で直接算定しているものはないということになっております。ですので府支出金の項目については、保険給付費等に要した普通交付金や特別交付金、その他、医療費助成といった府補助金といった額を計上させていただいているといった状況でございます。

○B委員

ありがとうございます。ということは結局、先程私一番最初にお示ししたのが、このうちいくらかが納付金に相当するのか把握されていますかということをお伺いしたんです。もし把握されているのであれば、教えていただきたいなということなんですけれども、答えとしては把握されていないということなんです。

○事務局

前期高齢者納付金についての市町村が事業費納付金として徴収されている額は今把握していないということです。

○B委員

徴収されているとおっしゃいましたが、支払の中にもそういうものがあるのですか。じゃなくて府支出金の内訳ではないのですか。もう一度ちょっと教えていただけますか。

○事務局

前期高齢者納付金という名目で、府支出金で歳入に係るものが市国保特会に入ってきているものはないということです。

○B委員

私の説明が下手で申し訳ありません。府支出金は府支出金ということでその内訳もあるのかなのかよく知らないのですが、そこをお尋ねしたら、べつにその内訳教えてくださいと言えは済む話であったと思うんですけども、それではいまおっしゃるとおりで分からないはず。ただ、仕組みとして被用者保険に関わらず他にもあるんです。国保以外の例えば協会けんぽさん、今日お休みですけ

ども、から納付金としていくらか、まあ平たく言えば回しているというお金があって、そちらが回ってきている分というのは、この58億の中に入っていると思ったんです。金額の規模からしてみても府支出金40億だなど、で、この40億のうちいくらかがそれに相当するのを知りたいというのが、納付金を支払っている側とすれば当然普通の疑問だと思うのですが、この場にいらっしゃる皆さんが全てお給料として払っている限りは税金が発生しています。それがどこで使われているかというのはお知りになりたいというか関心が高いものではないかなと思うんですけども、一般の被用者保険、つまりサラリーマンの健康保険料というのは、どんなふうに使われているのかというのは我々もずっと組合員さんに説明しているのですが、そういう方々に対して説明を求められたら説明をしてあげたい。

ですからそれについては、直接の例えば四條畷市さんの場合はこうなりましたよという答えをしたいんですけども、こうなりましたよという答えが四條畷市さんの場合は府支出金としてしか把握されておられない。その内訳はどうというのは調べてみないと分からないというお答えでよろしいでしょうかね。

○太田会長

事務局お願いします。

○事務局

後日回答させていただきたいと思います。

○B委員

だからいいんです。いいんですけども、とにかく今は把握されていないということでよろしいんですねということをお伺いしたいんです。

○事務局

数字の方につきましても現在持ち合わせていないような状況でございますので、改めて今ご質問いただいた内容を踏まえて回答させていただきたいと思います。

○B委員

お時間とらせてすみませんでした。

○太田会長

ありがとうございます。

この件につきましては、書面でまとめて報告ということでよろしく願いいたします。

この他ご意見、ご質問等ございますでしょうか？

ないようですので、この件につきましては以上で終わらせていただきます。

次に、案件3「その他」とありますが、事務局から何かありますでしょうか。

○事務局

案件（3）その他について、補足なんですが説明させていただきます。本日お配りさせていただいております「新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料減免及び傷病手当金の状況について」という資料について説明させていただきます。報告になりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関連して、新型コロナウイルスによる減収や受診など、被保険者への影響をかんがみて、保険年金課では、令和2年度から引き続き令和3年度も国民健康保険料の減免申請及び傷病手当金の支給を受け付けているところでございます。

「1保険料の減免」については、令和3年度では申請が98件、減免額が1,804万7,700円となっております。令和3年度につきましても令和2年度と減免額の算定方法に変更はございません。ですが前年度の収入額の30%以上減少が見込まれる場合などに対象となるため、前年度より減となっている状況でございます。

「2傷病手当金」については、前回協議会で適用期間の延長は、令和4年6月末までと報告させていただいておりましたが、その後の国通知により、現在は令和4年9月末まで、再度、適用期間が延長されております。直近の状況といたしまして、令和4年7月末時点で、申請が11件、支給額が36万2,623円となっております。案件（3）その他については以上でございます。

○太田会長

ありがとうございます。ただ今の事務局の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

ないようですので、この案件につきましては、以上で終わらせていただきます。

これで、本日の案件は全て終了いたしました。これにて会議を閉会いたします。委員の皆様、ありがとうございました。

閉会 午後3時15分